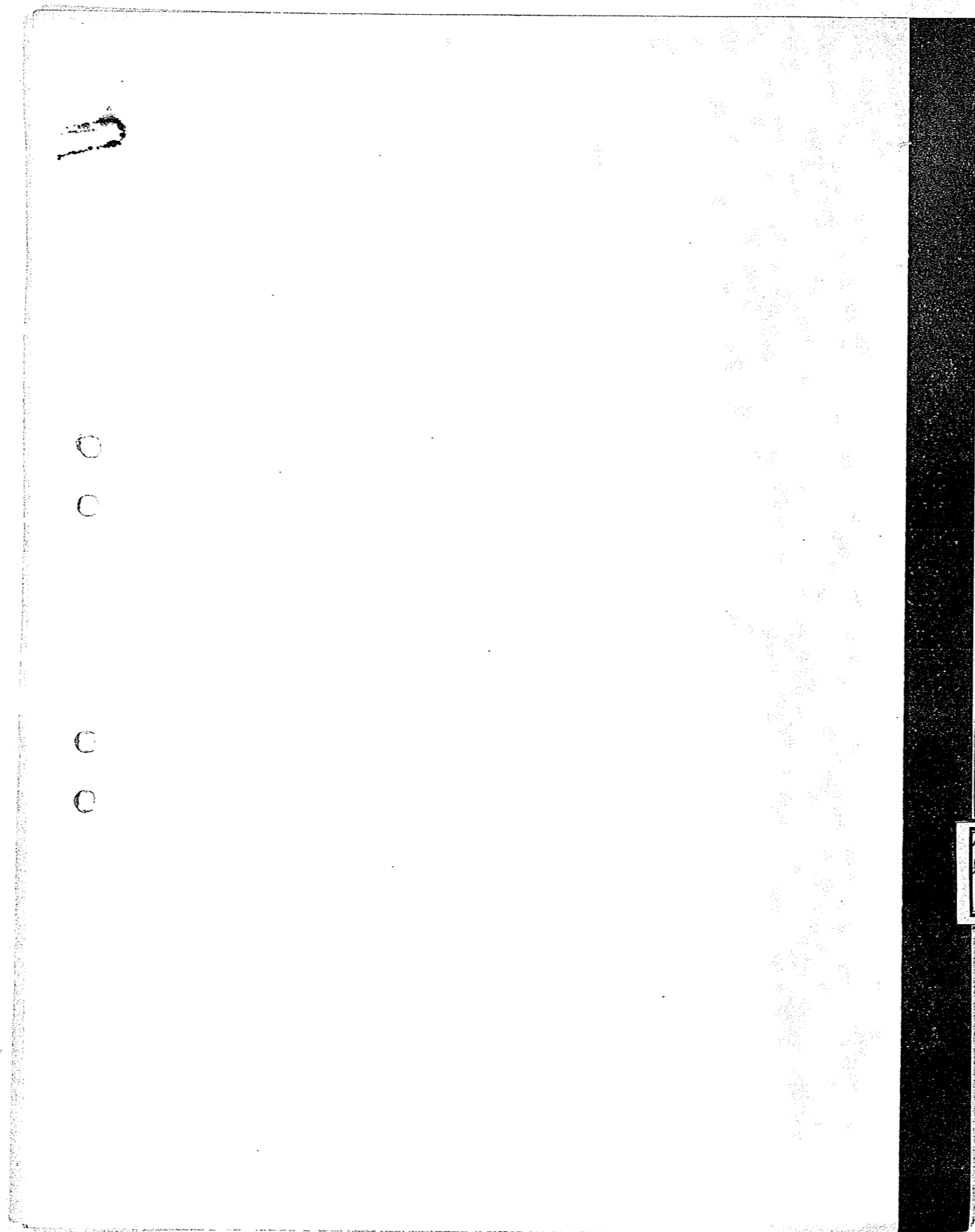


琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第4巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 総理訪米, 米国人記者との会見, 総理, 愛知外相, ニューヨーク・タイムズ, 愛知外相・ロジャーズ長官会談, 統合局長・スナイダー会談, 記者会見, 外相, 官房長官, 米国下院歳出委員会対外活動分科委非公開聴聞会, スナイダー国務省日本部長 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43630



労働記
念

秘
年 月 日
ま



問一 施政権返還の見通しはどうか。

答 (1) 沖縄の施政権について両三年のうちに返還の時期のメドをつけるという点については、昨年十一月の総理と米大統領との間の最高レベルの会談を通じて総理がそういう確信をもたれたものであり、私としても、そのように確信している。

(2) 前記日米首脳会談の結果に基づき、政府は米国との間に沖縄の地位に関する継続協議を行なっているが、施政権返還後に残される基地の在り方については、今から一定の結論をもつて米側との協議にのぞむということではなく、今後、沖縄にある基地の現状をも考慮し、また、極東情勢の推移、軍事技術の進歩及び世論の動向なども勘案しつつ、わが国の長期的な安全保障上の利益の観点から、慎重に検討してゆくべきであると考えている。

沖縄返還と基地の在り方との関係については、沖縄が極東の安全保障に果たす重要な役割にもかんがみ、返還後の基地の在り方は沖縄返還問題を考えるに当たって、重要な問題のひとつであり、実際問題としては返還後の基地の在り方について日米間の話し合いがある程度につまらないと返還時期を具体的に決めたいであろう。

(3) 沖縄住民の国政参加の問題については、日本国憲法の許す範囲内で沖縄住民の代表を国会の審議に参加させることが適当であるという考え方の下にアメリカ側と話し合っていると承知している。

問二 布令第一一六号を撤廃し、労働三権を沖繩の軍雇用者にも認めるよう働きかける考
えはないか。

答 沖繩における軍関係労働者の労働基本権については、布令第一一六号に關し、いろい
ろ問題が指摘されてきたところであるが、本年四月二十二日の同布令一部改正により、
従来一部労働者には認められていなかった団体交渉権、労働協約締結権が認められたこ
とははなほ好ましいことであり、この措置を高く評価している。今後団体交渉を通じ
て、平和的で安定した労使関係が確立されることを強く期待している。

(注) 布令第一一六号の適用を受ける「被用者」の団結権、団体交渉権及び争議権の状
況は次表のとおりであると考えられる。

争議権	労働者別基本権				重要産業
	第一種	第二種	第三種	第四種	
×(なし)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	重要産業
?	○(あり)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	非重要産業
○(あり)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	非重要産業
○(あり)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	非重要産業
×(なし)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	○(あり)	重要産業

米側は、布令第一一六号においては、第二種被用者の争議権は禁止も容認もされ
てないとの解釈をとっている。

また、米軍の規則では、「ストライキに参加する第一種又は第二種の被用者は、
直ちに解雇されるものとする。」とされているが、それが現実かどうか機能するの
は、現在までのところ、明確ではないといわれている。

2 三種被用者は、現在ほとんどいないと米民政府は、琉球政府に説明している。

3 重要産業と非重要産業の区別

(一) 重要産業

- イ 水道、電気又はガスの供給事業
- ロ 運輸事業
- ハ 郵便、電信、電話又はラジオに関する事業
- ニ 港湾施設の運営及び維持に関する事業
- ホ 医療及び公衆衛生事務
- ヘ 前記の諸事業運営のための又はその他の既設政府機関のための石油供給施設又は事業（ただし、個人消費にのみ供すものを除く。）
- ト ミルク工場施設の運営及び維持並びにミルク及びミルク製品の供給に関する事業
- チ その他合衆国及び琉球列島の安全の基本方針に基づいて民政副長官が重要なものと宣言する産業又は事業

□ 非重要産業

(一)のイからチに該当する産業以外のすべての産業

〇 〇 〇 〇
問三 米軍当局は布令一一六号に代えて新総合布令案を準備しているといわれるがこれについてどう考えるか。

答 新総合布令案といわれるものの内容はつまびらかでないが、いずれにせよ、この問題については慎重に取り扱われることを期待している。

〇 〇 〇 〇
問四 沖縄の軍雇用者を本土なみに間接雇用に切りかえるよう米側に働きかける考えはないか。

答 沖縄の軍関係労働者の労働条件の向上、地位の改善が図られるべきことは、いうまでもないが、その雇用の形態を本土の駐留軍労務者について行なわれている制度に準じたものにする問題については、沖縄の実情、琉球政府と米民政府ないし在琉米軍との関係その他実施に関する技術的な問題もあり、本土政府としても今後なお、慎重に検討してまいりたい。

問七 現在でも学卒者を中心にかなりの本土就職者があるが、本土との一体化が進めば、それが一層促進されることになると思われるが、これに対する見解を聞きたい。

答 沖縄からの本土就職問題については、基本的には、沖縄における産業経済の振興が一層進んで、地元において求職者全員が希望する就職機会を得てその能力を有効に発揮できるようになることが望ましいことはもちろんであるが、現実の問題として求職者の意思も尊重しなければならず、今後とも、琉球政府と本土政府とが密接な連携をとり、沖縄からの就職者を受入れ入れる本土企業に対して十分に指導を行ない、適切な職業紹介が行なわれるよう留意する。